

資 料 (■ 経営会議 □ 調整会議)

開催日：平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日 (金)

担当課：街づくり計画部 街づくり計画課

件 名：下鶴間西側地区の住居表示の実施について	
提出理由：下鶴間西側地区の住居表示実施に向けて、町界町名審議会への諮問を行なう必要から、実施区域と町名町割りについて確認したいため。	
内 容： 1 住居表示実施の理由 ・住居表示は原則として基盤整備が行われた区域を対象とするほか、町名の区域が二つに分かれて飛び地になっている区域で、住民の合意形成が図られた区域についても実施することとしている。 ・今回、下鶴間西側地区は飛び地となっている区域で、住民の合意形成が確認できたことから住居表示を実施するものである。 2 住居表示実施区域等 ・対象地 下鶴間 3 7 8 2 番地～ 4 2 7 1 番地 南林間三丁目 11 番 17 号～19 号 ・面 積 約 103 ヘクタール ・自治会 鶴間新町、中央林間西、中央林間南 ・人 口 約 5,000 人 ・世帯数 約 2,000 世帯	3 町名町割り案 (1) 町名の考え方 ・自治会が行ったアンケート調査で、町名は「中央林間」を望む人が多数であった。 ・田園都市線の終着駅として知名度の高い中央林間駅の西側に位置することから、方位の「西」を組み合わせ、分かりやすく、馴染みやすい「中央林間西」とした。 (2) 町割りの考え方 ・県道座間大和線の南側を中央林間西一丁目～三丁目、北側を中央林間西四丁目～六丁目とし、相模カンツリー部分を中央林間西七丁目とする町割りとした。 ・南林間三丁目 11 番 17～19 号の住民全員から、中央林間西一丁目への変更要望が出されたことから、今回の住居表示実施に合わせて変更を行なう。
経 過 H18. 2～10 地元 3 自治会にてアンケート実施 H18. 6 地元 3 自治会が住居表示等実施検討委員会を発足 H19. 4 検討委員会から市へ要望書提出 H20.12 市素案について意見を聞く会開催（戸別訪問及び全戸ポスティング） H21. 6 変更素案の周知（全戸ポスティング） H21.10 町界町名審議会（委員委嘱）	今後の予定 H21.10 町界町名審議会への諮問 H21.11～12 案の公示（住居表示に関する法律第 5 条の 2） H22. 3 議会上程（住居表示に関する法律第 3 条、地方自治法第 260 条） H22.秋 住居表示実施